入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年10月26日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　掲載日
平成23年８月12日付（号外政府調達第151号４ページ）
2　訂正内容
3⑸「平成23年10月20日16時00分」を「平成23年11月１日16時00分」に、3⑹「平成23年10月21日10時15分」を「平成23年11月２日10時15分」に、5⑺「Time-limit for Tender : 16 : 00 20 October, 2011」を「Time-limit for Tender : 16 : 00　1 November, 2011」にそれぞれ訂正します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年10月26日
契約責任者
郵便事業株式会社経理部門担当執行役員
中城　吉郎
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成23年９月29日（号外政府調達第183号）
2　訂正内容　10ページ４段目上から11行目「15 : 00　PM　5　December,　2011」を「12 : 00 PM 21 November, 2011」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年10月26日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　津軽ダム県道付替川原平橋上部工工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平地内
⑷　工事内容　４径間連続ＰＣラーメン箱桁橋　橋長Ｌ＝344.0m、幅員Ｗ＝9.7m、ＰＣ箱桁製作工　１式、橋梁付属物工　１式、仮設工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,980㎥、鉄筋　約740ｔ、ＰＣ鋼材　約190ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。
なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年10月26日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から津軽ダム県道付替川原平橋上部工工事に係る特定ＪＶとしての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の①から⑤までの要件を満たす「プレストレスト・コンクリート工事」の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体（甲型）（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、経常ＪＶとしての実績がない場合は、全ての構成員が下記①から⑤までの要件を満たす施工実績を有すること。
また、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
②　橋梁上部型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続箱桁橋の新設工事であること。
③　最大支間長が、80m以上であること。
④　架設工法が、片持ち張出し工法であること（ただし、側径間端部の施工にあたってはこの限りでない）。
⑤　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
ただし、上記①から⑤は同一の橋梁で施工した実績であること。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋐から㋒までの要件を満たす「プレストレスト・コンクリート工事」の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁上部型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続箱桁橋の新設工事であること。
㋒　最大支間長が、80m以上であること。